

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行政書局
文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業施設管理課)	3
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課)	3
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	3
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	3
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	4
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(維持管理防災課)	4

道教育委員会教育長告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	4
------------------------	---

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	4
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	6

告 示

北海道告示第349号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和3年4月22日、石狩花畔土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月7日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第350号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和3年5月7日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林の所在場所 石狩市厚田区別狩174の4・270・288の1・289の2・289の3・534の3・534の6（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、277の3、287

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第351号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年5月7日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 二海郡八雲町熊石鳴神町179の1地先・179の2地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、187地先（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第352号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年5月7日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石狩郡当別町（次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び当別町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第353号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を東神楽町役場の掲示場に掲示した。 令和3年5月7日 北海道知事 鈴木直道 1 通知の内容 令和3年農林水産省告示第640号 2 所在が不明な者 大野 英子 北海道告示第354号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。 令和3年5月7日 北海道知事 鈴木直道 1 道路の種類 道道 2 路線名 大沼公園鹿部線 3 道路の区域 区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間 亀田郡七飯町字軍川306番地先から 14.31mから 同郡七飯町字東大沼213番地先まで 前 16.18mまで 637.89m —	前 16.70mから 40.82mまで 631.78m — 後 16.70mから 40.82mまで 631.78m —
	道教育委員会教育長告示 北海道教育委員会教育長告示第38号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 令和3年5月7日 北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 北海道公立学校校務支援システム運用業務 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 令和3年3月30日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社HARP (2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1－2 4 随意契約に係る契約金額 72,600,124円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁ICT教育推進局ICT教育推進課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
	道教育庁教育局告示 北海道教育庁石狩教育局告示第55号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年5月7日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 42
台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和3年8月1日

(4) 契約期間 令和3年8月1日から令和8年7月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年5月7日（金）から同月18日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟4階6号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和3年5月26日（水）午前10時（送付による場合は、同月25日（火）午後4時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>）においてダウンロードすることができる。

8 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式
3台分

(2) 予定時期 令和3年6月下旬頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5872

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 42 sets
B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., May 26, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., May 25, 2021)
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第56号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年5月7日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1 随意契約に係る特定役務の名称及び調達予定数量

北海道札幌養護学校スクールバス運行業務委託

- | | |
|-----------------------------------|------|
| (1) 南回り青バス（1日当たりの単価） | 609日 |
| (2) ノビロ赤バス（1日当たりの単価） | 609日 |
| (3) 東回り黄バス（1日当たりの単価） | 609日 |
| (4) 厚別回り白バス（1日当たりの単価） | 117日 |
| (5) 厚別回り白バス（リズム）（1日当たりの単価） | 126日 |
| (6) 厚別回り白バス（リズム）（月・火・金）（1日当たりの単価） | 366日 |
| (7) 月寒回り銀バス（1日当たりの単価） | 117日 |
| (8) 月寒回り銀バス（キャンディー）（1日当たりの単価） | 492日 |
| (9) 平岡回りオレンジバス（1日当たりの単価） | 489日 |
| (10) 平岡回りオレンジバス（スマイル）（1日当たりの単価） | 120日 |
| (11) 伏古回り茶バス（1日当たりの単価） | 609日 |
| (12) 白石回り緑バス（1日当たりの単価） | 609日 |

2 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月5日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社余市自動車工業
(2) 住 所 余市郡余市町大川町16丁目5番地

4 随意契約に係る契約金額

- (1) 37,800円
(2) 39,000円
(3) 34,000円
(4) 33,000円
(5) 45,000円
(6) 41,000円
(7) 38,850円
(8) 45,000円
(9) 33,000円
(10) 45,000円
(11) 33,000円
(12) 32,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目